平成２７年（フ）第４９号
和歌山市向191番地　向団地８棟230号
債務者　中尾こと　栗山　幸子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
和歌山市紀三井寺897番地、住民票上の住所大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目９番13―207号
債務者　山本電気こと　山本　　優
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２号
和歌山県橋本市御幸辻574番地の１　ロイヤルハイツ三石ＩＩＤ―213号
債務者　木村　克弘
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５９号
和歌山県橋本市さつき台１丁目12番地の５
債務者　田邊　義仁
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
山口市道祖町４番３号　グローリー梨乃102号、前住所山口市下竪小路35番地
債務者　山本ツヨミ
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
鳥取県米子市新開５丁目３番18号　105号、前住所鳥取県米子市西福原６丁目５番48号202号
債務者　寺坂　祐子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４８号
鳥取県西伯郡大山町飯戸600番地
債務者　金尾　英毅
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４７号
徳島県阿波市阿波町井出口17番地５、旧住所徳島県吉野川市川島町川島666番地３
債務者　西村　都子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
徳島県板野郡藍住町奥野字原104番地６、旧住所徳島県徳島市応神町古川字高良125番地の１
債務者　佐賀　朋美（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９６号
愛媛県松山市南久米町380番地４
債務者　石橋　正行
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田1293番地
債務者　井村　弘之
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
愛媛県四国中央市柴生町395番地１、前住所愛媛県四国中央市土居町藤原２番耕地26番地
債務者　加地　靖則
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第８１号
福岡県久留米市中央町36番地15　第５サンシャインビル401号
債務者　岩佐遼太郎
1　決定年月日時　平成27年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０６号
佐賀市富士町大字古湯749番地
債務者　香月　　宝
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
佐賀県鹿島市大字高津原3491番地　県営西牟田団地１―34号
債務者　林　　政子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４３号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3960番地１
債務者　高野　安行
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４４号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3960番地１
債務者　高野　秋子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部